

## 電柱の倒壊による道路閉塞を防止するため「届出・勧告制度」の対象区域に関する説明会を開催します

～国道47号・国道108号 大崎市古川地区～

災害時に道路区域外の沿道民地に設置されている電柱等の倒壊による道路閉塞の防止を目的に、電柱等を新たに設置する際に事前の届出と、必要に応じ変更等の勧告を行える届出・勧告制度を令和3年に創設しました。

この度、本制度の対象区域として、緊急輸送道路で防災上重要となる東北縦貫自動車道「古川IC」と大崎市の防災拠点に位置付けられている「道の駅おおさき」を結ぶ、国道47号及び国道108号の区間約2.3kmを計画することとなり、制度や対象区域の内容等について下記のとおり説明会を開催いたします。

### 1. 「届出・勧告制度」対象区間 位置図



### 2. 説明会日程等

「国道47号・108号 無電柱化推進事業に関する事業説明会」

内容：大崎市内における無電柱化事業の概要  
沿道区域における届出・勧告制度の対象区域について

日時：令和5年3月27日(月) 13:30～

場所：西部コミュニティーセンター 大崎市古川諏訪三丁目3-12

※取材は各社最小限の人数とし、マスク着用は任意としますが、風邪等の症状がある場合は参加を控えるなど感染予防対策にご協力をお願いいたします。

※会場は駐車場が限られており、近隣駐車場の利用や、最小限の台数にさせていただきようご協力をお願いいたします。

【その他、制度等に関する内容は別紙も併せご覧ください。】

〈発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会、古川記者クラブ〉

#### 【問い合わせ先】


国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 TEL 022-248-4131  
建設専門官 高橋 信也 (内線 406)

「電柱」を対象とした沿道区域における届出・勧告制度の概要

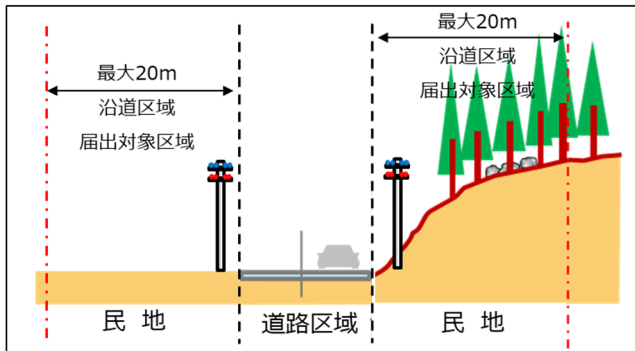
○目的  
沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止（道路法改正(R3.9 施行)）

○制度の概要  
道路管理者は、沿道区域・届出対象区域を設定し区域内に工作物（電柱）を設置する際は、電線管理者から道路管理者へ届出。届出に対し道路閉塞のおそれがある場合は必要に応じ勧告。

【沿道民地の電柱が倒壊し道路閉塞した例】  
国道55号 高知県安芸市



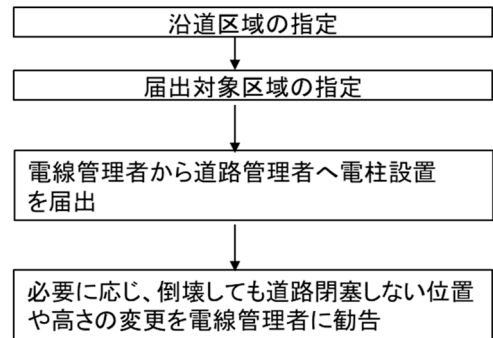
【沿道区域・届出対象区域のイメージ】



沿道区域：道路に損害や危険を及ぼす場合は、その防止措置を命ずることが可能な区域

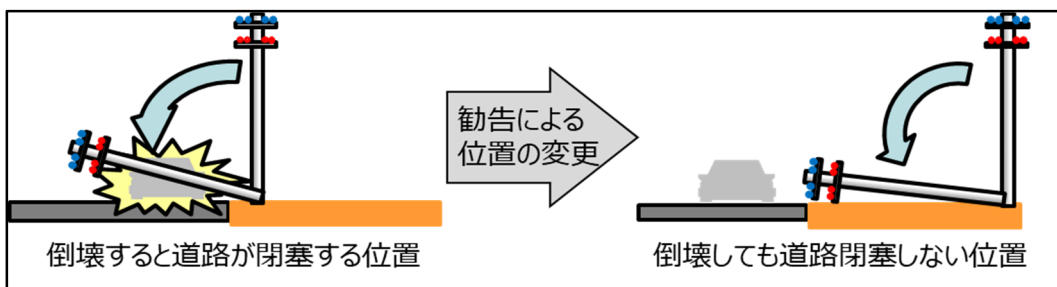
届出対象区域：沿道区域の全部又は一部において、電柱を設置する際、届出が必要な区域

【手続きの流れ】



※今回指定する**工作物は、「電柱(新設)」**を予定しており、**届出を行う設置者は、電力会社(東北電力)や通信会社(NTT)など、電柱を保有する電線管理者**となります。

【道路の閉塞を防止する仕組み(イメージ)】



○ その他(図書の縦覧について)

沿道区域における届出・勧告制度に関する図書(平面図・断面図)等は、説明会后下記施設で縦覧いたします。

【縦覧期間:令和5年3月28日(火)～令和5年4月11日(火)】

- ・国土交通省 古川国道維持出張所 住所:大崎市古川北稲葉二丁目 6-33
- ・国土交通省 鳴子国道維持出張所 住所:大崎市鳴子温泉字石ノ梅 111-1
- ・大崎市役所 建設部 都市計画課 住所:大崎市古川七日町 1-1